

# 令和6年度 甲種防火管理再講習のご案内

甲賀広域行政組合消防本部

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イの規定に基づく甲種防火対象物の防火管理に関する講習（甲種防火管理再講習）を、次のとおり実施します。

## 1 講習日時及び会場

| 講習日時                             | 講習会場                                  |
|----------------------------------|---------------------------------------|
| 令和6年9月20日（金）<br>14時00分から16時30分まで | 甲賀市水口町水口6218番地<br>甲賀広域行政組合消防本部2階屋内訓練場 |

## 2 受講手続

### (1) 申込方法（次のいずれかでお申込みください。）

#### ア 消防本部予防課の窓口で申し込む場合

受講申込書及び受講票に必要事項を記入し、直近に受講した甲種防火管理講習（新規講習又は再講習）の修了証の写しを添え、下記の受付期間中に消防本部予防課の窓口で直接お申込みください。

#### イ メール又はFAXで申し込む場合

受講申込書及び受講票に必要事項を入力し、当該データ及び直近に受講した甲種防火管理講習（新規講習又は再講習）の修了証の写しをメールに添付した上で、下記の受付期間中に消防本部予防課にメールを送付するか、同様の提出物をFAXにて送付することによりお申込みください。

なお、FAXによる申込み枠は若干名となりますので、ご注意ください。

また、受付開始日時よりも早く届いたメールやFAXは受理できませんので、ご了承ください。

### (2) 受付期間等

| 受付期間   | 場所等   |
|--|---|
| (窓口) 令和6年8月27日(火)～8月28日(水)<br>(メール又はFAX) 8月27日(火)～8月30日(金)<br>(※各日9時00分から16時00分まで) | 甲賀市水口町水口6218番地<br>甲賀広域行政組合消防本部4階予防課<br>(メール) <a href="mailto:fd-yobo@koka-koiki.jp">fd-yobo@koka-koiki.jp</a><br>(FAX) 0748-63-7940 |

### (3) 受講料

3,000円（テキスト代を含む）

窓口申込みの場合は、受講申込み当日に窓口でお支払いください。

メール又はFAXでの申込みの場合は、受理完了後に消防本部予防課からその旨連絡しますので、その後に窓口でお支払いください。

なお、受講料のお支払い後は、原則返金いたしません。やむを得ない事由により欠席された場合はテキスト代を除いた金額を返金いたします。（テキストは配付します。）

その場合は消防本部予防課までご相談ください。

## 3 受講定員

定員30名（先着順とし、定員になり次第締切ります。）

## 4 修了証の交付

講習の全課程を修了された方に修了証を交付します。遅刻等により全科目を受講できなかった場合は、修了証の交付はできませんので、ご注意ください。

## 5 講習科目及び時間割

| 時 間           | 科 目            |
|---------------|----------------|
| 13:30 ~ 13:55 | 受付             |
| 14:00 ~ 14:05 | 開講式            |
| 14:10 ~ 15:10 | 近年の消防法令等改正概要   |
| 15:20 ~ 16:20 | 火災事例に基づく防火管理対策 |
| 16:20 ~ 16:30 | 閉講式、修了証交付      |

## 6 甲種防火管理再講習の受講義務がある方

店舗や病院、ホテル等の不特定多数の人が出入りする建物（特定防火対象物）のうち、全体の収容人員が300人以上の防火対象物で防火管理者に選任されている方です。

## 7 受講期限

防火管理者として選任された日から4年以上前に甲種防火管理新規講習又は再講習を修了している方は、選任された日から1年以内に受講が必要となります。

また、防火管理者として選任された日から4年以内に甲種防火管理新規講習又は再講習を修了している方は、新規講習又は再講習の修了の日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習の受講が必要です。

なお、受講期限を過ぎてしまうと、適正な防火管理者が選任されていないことになり、消防機関から防火管理者を選任するよう指導や命令を受けることがあります。さらに、防火対象物定期点検報告制度の特例認定（消防法第8条の2の3）を受けている場合は、認定を取り消されることがありますのでご注意ください。

## 8 その他

- (1) 講習当日は、受講票及び筆記用具を持参してください。なお、講習用テキストについては、講習当日にお渡しします。
- (2) 受講申込書及び受講票は、甲賀広域行政組合のホームページからダウンロードするか、以下の各消防署、分署でお受け取りください。（組合HP：<https://www.koka-koiki.jp/>）

本講習に関するお問合せ、受講申込書等のお受け取り先

| 甲賀広域行政組合 消防本部 ( <a href="https://www.koka-koiki.jp/">https://www.koka-koiki.jp/</a> ) |              |                |              |
|---|--------------|----------------|--------------|
| 予 防 課   | 0748-63-7932 | 甲南消防署 甲賀分署     | 0748-88-7701 |
| 水口消防署   | 0748-63-1119 | 信楽消防署          | 0748-82-0119 |
| 水口消防署 土山分署  | 0748-67-1199 | 湖南中央消防署        | 0748-72-0119 |
| 甲南消防署   | 0748-86-3119 | 湖南中央消防署 湖南石部分署 | 0748-77-2119 |

